

民法の一部を改正する法律案に対する修正案 三段表

○民法（明治二十九年法律第八十九号）

（傍線部分は改正部分、ゴシック部分は修正部分）

修正後	修正前	現行
<p>目次</p> <p>〔略〕</p> <p>第五款 保証債務</p> <p>第一目 〔略〕</p> <p>第二目 個人根保証契約（第四百六十五条の二―第四百六十五条の五）</p> <p>第三目 事業に係る債務についての保証契約の特則（第四百六十五条の六―第四百六十五条の九）</p> <p>〔略〕</p> <p>（公序良俗）</p> <p>第九十条 〔略〕</p> <p>2 当事者の一方に著しく過大な利益を得させ、又は相手方に著しく過大な不利益を与える法律行為は、相手方の窮迫、経験の不</p>	<p>目次</p> <p>〔略〕</p> <p>第五款 保証債務</p> <p>第一目 〔略〕</p> <p>第二目 個人根保証契約（第四百六十五条の二―第四百六十五条の五）</p> <p>第三目 事業に係る債務についての保証契約の特則（第四百六十五条の六―第四百六十五条の十）</p> <p>〔略〕</p> <p>（公序良俗）</p> <p>第九十条 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>目次</p> <p>〔略〕</p> <p>第四款 保証債務</p> <p>第一目 〔略〕</p> <p>第二目 貸金等根保証契約（第四百六十五条の二―第四百六十五条の五）</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔略〕</p> <p>（公序良俗）</p> <p>第九十条 〔略〕</p>

足、知識の不足その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを不当に利用してされたものであるときは、無効とする。

(書面によらない契約により生じた少額の債権の消滅時効)

第六十九條 書面によらない契約により生じた債権（その債務者が法人であるものを除く。）のうち少額の債権として政令で定める額未満の額のもの、権利を行使することができる時から二年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(判決で確定した権利の消滅時効)

第七十條 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであつても、その時効期間は、十年とする。

2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

(判決で確定した権利の消滅時効)

第六十九條 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであつても、その時効期間は、十年とする。

2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

第七十條から第七十四條まで 削除

(定期給付債権の短期消滅時効)

第六十九條 年又はこれより短い時期によつて定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、五年間行使しないときは、消滅する。

(三年の短期消滅時効)

第七十條 次に掲げる債権は、三年間行使しないときは、消滅する。ただし、第二号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

一 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権

二 工事の設計、施工又は監理を業とする

第七百七十一条から第七百七十四条まで 削除

者の工事に関する債権

第七百七十一条 弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から三年を経過したときは、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れる。

(二年の短期消滅時効)

第七百七十二条 弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から二年間行使しないときは、消滅する。

2| 前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から五年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。

第七百七十三条 次に掲げる債権は、二年間行使しないときは、消滅する。

- 一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権
- 二 自己の技能を用い、注文を受けて、物

を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をすることを業とする者の仕事に関する債権

三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

(一年の短期消滅時効)

第七十四条 次に掲げる債権は、一年間行使しないときは、消滅する。

- 一 月又はこれより短い時期によつて定められた使用人の給料に係る債権
- 二 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権
- 三 運送賃に係る債権
- 四 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権
- 五 動産の損料に係る債権

(中間利息の控除)

第四百十七条の二 将来において取得すべき

(中間利息の控除)

第四百十七条の二 将来において取得すべき

(新設)

利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における中間利息控除率により、これをする。

2 [略]

3 中間利息控除率は、年二パーセントとする。

4 前項の規定にかかわらず、中間利息控除率は、法務省令で定めるところにより、三年を一期とし、一期ごとに、次項の規定により変動するものとする。

5 各期における中間利息控除率は、この項の規定により中間利息控除率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における中間利息控除率に加算し、又は減算した割合とする。

6 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の

利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをする。

2 [略]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

属する年の六年前の年の一月から前々年の十二月までの各月における預金の平均利率（当該各月において銀行が新たに受け入れた預金（預入期間が一年以上のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を六十で除して計算した割合（その割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。

第三目 事業に係る債務についての保証契約の特則

（特定貸金等保証契約の制限）

第四百六十五条の六 事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約（以下「特定貸金等保証契約」という。）は、その保証人になる者が次に掲げる者である場合を除き、その効力を生じない。

- 一 主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ず

第三目 事業に係る債務についての保証契約の特則

（公正証書の作成と保証の効力）

第四百六十五条の六 事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前一箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない。

〔新設〕

〔新設〕

---

る者

二 主たる債務者が法人である場合の次に掲げる者

イ 主たる債務者の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下この号において同じ。）の過半数を有する者

ロ 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ハ 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社及び当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ニ 株式会社以外の法人が主たる債務者である場合におけるイ、ロ又はハに掲げる者に準ずる者

三 主たる債務者（法人であるものを除く）

---

次号ロ及びハにおいて同じ。)と共同して  
事業を行う者

四 次に掲げる者であつて、特定貸金等保  
証契約の締結に先立ち、その締結の日前  
一箇月以内に作成された公正証書で保証  
債務を履行する意思を表示したもの

イ 主たる債務者が法人である場合のそ  
の代表理事、代表取締役、代表執行役  
又はこれらに準ずる者の配偶者

ロ 主たる債務者の配偶者

ハ 主たる債務者が行う事業を承継しよ  
うとする者（法人であるものを除く。）

〔削る〕

2| 前項の公正証書を作成するには、次に掲

げる方式に従わなければならない。

一 保証人になろうとする者が、次のイ又  
はロに掲げる契約の区分に応じ、それぞ  
れ当該イ又はロに定める事項を公証人に  
口授すること。

イ 保証契約（ロに掲げるものを除く。）

主たる債務の債権者及び債務者、主  
たる債務の元本、主たる債務に関する  
利息、違約金、損害賠償その他その債  
務に従たる全てのものの定めの有無及



---

びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、その債務の全額について履行する意思（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができかどうか、又は他に保証人があるかどうか）にかかわらず、その全額について履行する意思を有していること。

ロ 根保証契約 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の範囲、根保証契約における極度額、元本確定期日の定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときは、極度額の限度において元本確定期日又は第四百六十五条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由その他の元本を確定すべき事由が生ずる時まで生ずべき主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全ての

---

ものの全額について履行する意思（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思）を有していること。

二 公証人が、保証人になろうとする者の口述を筆記し、これを保証人になろうとする者に読み聞かせ、又は閲覧させること。

三 保証人になろうとする者が、筆記の正確なことを承認した後、署名し、印を押すこと。ただし、保証人になろうとする者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。

四 公証人が、その証書は前三号に掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。

2 前項の規定は、保証人になる者が法人である場合には、適用しない。

(保証に係る公正証書の方式)

第四百六十五条の七 前条第一項第四号の公正証書を作成するには、次に掲げる方式に従わなければならない。

一 特定貸金等保証契約の保証人になろうとする前条第一項第四号イ、ロ又はハに掲げる者（以下この条において「保証人になろうとする者」という。）が、次のイ又はロに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項を公証人に口授すること。

イ 保証契約（ロに掲げるものを除く。）

主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、その債務の全額について履行する意思（保証人になろうとする者が主たる債務者と連

3 前二項の規定は、保証人になろうとする者が法人である場合には、適用しない。

(保証に係る公正証書の方式の特則)

第四百六十五条の七 【新設】

【新設】

---

帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思)を有していること。

ロ 根保証契約 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の範囲、根保証契約における極度額、元本確定期日の定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときは、極度額の限度において元本確定期日又は第四百六十五条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由その他の元本を確定すべき事由が生ずる時まで生ずべき主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの全額について履行する意思(保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債

---

---

務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思）を有していること。

二 公証人が、保証人になろうとする者の口述を筆記し、これを保証人になろうとする者に読み聞かせ、又は閲覧させること。

三 保証人になろうとする者が、筆記の正確なことを承認した後、署名し、印を押すこと。ただし、保証人になろうとする者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。

四 公証人が、その証書は前三号に掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。

2 公証人は、保証人になろうとする者から主たる債務者についての第四百六十五条の九第一項各号に掲げる事項に関する情報の提供を受けたときは、その旨及びその内容

〔新設〕

を前条第一項第四号の公正証書に記載しなければならぬ。

3 保証人になろうとする者が口がきけない者である場合には、公証人の前で、**第一項第一号イ**又は口に掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該イ又は口に定める事項を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、同号の口授に代えなければならぬ。この場合における同項第二号の規定の適用については、同号中「口述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述又は自書」とする。

4 保証人になろうとする者が耳が聞こえない者である場合には、公証人は、**第一項第二号**に規定する筆記した内容を通訳人の通訳により保証人になろうとする者に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。

5 [略]

① **前条第一項の保証契約又は根保証契約の**保証人になろうとする者が口がきけない者である場合には、公証人の前で、**同条第二項第一号イ**又は口に掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該イ又は口に定める事項を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、同号の口授に代えなければならぬ。この場合における同項第二号の規定の適用については、同号中「口述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述又は自書」とする。

2 | **前条第一項の保証契約又は根保証契約の**保証人になろうとする者が耳が聞こえない者である場合には、公証人は、**同条第二項第二号**に規定する筆記した内容を通訳人の通訳により保証人になろうとする者に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。

3 | [略]

(求償権についての保証の制限等)

第四百六十五条の八 第四百六十五条の六第

一項及び前条の規定は、特定貸金等保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約について準用する。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約も、同様とする。

2 前項の規定は、保証人になる者が法人である場合には、適用しない。

〔削る〕

(公正証書の作成と求償権についての保証の効力)

第四百六十五条の八 第四百六十五条の六第

一項及び第二項並びに前条の規定は、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約について準用する。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約も、同様とする。

2 前項の規定は、保証人になろうとする者が法人である場合には、適用しない。

(公正証書の作成と保証の効力に関する規定の適用除外)

第四百六十五条の九 前三条の規定は、保証人になろうとする者が次に掲げる者である保証契約については、適用しない。

一 主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

〔新設〕

〔新設〕

---

二 主たる債務者が法人である場合の次に掲げる者

イ 主たる債務者の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができ、事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下この号において同じ。）の過半数を有する者

ロ 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ハ 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社及び当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ニ 株式会社以外の法人が主たる債務者である場合におけるイ、ロ又はハに掲げる者に準ずる者

三 主たる債務者（法人であるものを除く。以下この号において同じ。）と共同して事

---



業を行う者又は主たる債務者が行う事業  
に現に従事している主たる債務者の配偶  
者

(契約締結時の情報の提供義務)

第四百六十五条の九 [略]

(定型約款の変更)

第五百四十八条の四 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

一 [略]

二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更の程度、相手方の受ける不利益の程度、その不利益の程度に応じた措置の有無、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであると

(契約締結時の情報の提供義務)

第四百六十五条の十 [略]

(定型約款の変更)

第五百四十八条の四 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

一 [略]

二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

[新設]

[新設]

2  
3  
4 抄。  
〔略〕

2 |  
3 |  
4 |  
〔略〕